

調査の結果について

目次

- P 1 …日本海ケーブルネットワーク株式会社 × テレビせとうち株式会社
- P 2 …株式会社鳥取テレピア × テレビせとうち株式会社
- P 3 …株式会社中海テレビ放送 × テレビせとうち株式会社
- P 4 …鳥取中央有線放送株式会社 × テレビせとうち株式会社
- P 5 …山陰ケーブルビジョン株式会社 × テレビせとうち株式会社
- P 6 …出雲ケーブルビジョン株式会社 × テレビせとうち株式会社
- P 7 …三原テレビ放送株式会社 × テレビせとうち株式会社
- P 8 …株式会社東広島ケーブルメディア × テレビせとうち株式会社
- P 9 …尾道ケーブルテレビ株式会社 × テレビせとうち株式会社
- P10 …Kビジョン株式会社 × 株式会社広島ホームテレビ
- P11 …Kビジョン株式会社 × 株式会社テレビ新広島
- P12 …Kビジョン株式会社 × 広島テレビ放送株式会社
- P13 …Kビジョン株式会社 × 株式会社中国放送
- P14 …株式会社アイ・キャン × 株式会社広島ホームテレビ
- P15 …株式会社アイ・キャン × 株式会社テレビ新広島
- P16 …株式会社アイ・キャン × 広島テレビ放送株式会社
- P17 …株式会社アイ・キャン × 株式会社中国放送

1 日本海ケーブルネットワーク株式会社×テレビせとうち株式会社

有線テレビジョン放送事業者		放送事業者	
確認事項	回答	確認事項	回答
1. 過去に得られた同意は、いつまでが有効期限と考えていたのか。	同意書にある期限が過ぎているのは確かですが、放送事業者から「不同意」または「放送中止」の回答、要請はなく、正式な回答があるまでは無効とは思いません。	1. 不同意をどのように伝えたか。その際の理由は何か。	平成10年2月に提出された再送信同意更新申請に対し、電話で不同意を回答。不同意理由は地域免許との整合性、放送責任、著作権問題。
2. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続しているのは、どのような事情があるからか。	もともと地元住民からの強い要望を受けて再送信をお願いし、放送事業者の同意を得て放送を開始したもので、同意書はいただけなくなりましたが「流すなどは言わない」旨の発言もあり、「暗黙の了解」が得られているものと理解していました。 視聴習慣が定着しており、再送信中止は「受信者の利益」を損なうことになります。		
3. 放送の意図を歪めるようなことはあったか。放送事業者からの問い合わせに対して、不誠実な対応をとったことはあったか。	放送は同時再送信しており、放送の意図を歪めるようなことは一切ありません。 放送事業者からの問い合わせには真摯に対応しています。	2. 有線事業者が放送の意図を歪めるような対応をしたことが継続的に不同意とする理由か。有線事業者は問い合わせに対して、不誠実な対応を取ったか。	不同意とした理由は先に述べた地域免許との整合性、放送責任、著作権問題などであり、有線放送事業者が放送の意図を歪めるような対応をしたことではない。
4. 再送信を停止した場合、具体的にどのような影響があると考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	現在31,782世帯(平成19年12月末)の加入者にテレビせとうちを視聴していたため、再送信を停止すると相当数の苦情が予想されます。 弊社が行ったアンケート調査の「よく見るチャンネル」で、テレビせとうちは常にトップクラス(平成15年3位、平成16年5位)を占めています。 再送信を停止すると、相当数の解約や利用料金値下げの要請も予想されます。	3. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続したことにより、これまでどのような影響があったと考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	再送信を継続したことに対して地元民放局では視聴率等の面で影響があったと思われるが、具体的な数値については承知していない。
5. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、どの程度の周知期間を要すると思うか。	事前に周知したとしても、再送信停止について受信者の理解を得ることは困難だと考えます。 それでもなお、再送信を停止しなければ業務を継続できない事態が生じた場合、再送信停止の理由を明示した上で、最低でも1年以上の周知期間が必要と考えます。	4. 不同意ならば、再送信の停止を求めなかったのはなぜか【第22回で確認】。受信者の利益の保護についてはどう考えるか。	当社としては同意期限が切れている以上、有線放送事業者の判断で再送信を停止すべきものと考えている。 受信者利益の保護については、国の政策として実施されたアナログ周波数変更対策で、佐賀県、徳島県以外の地区の区域外受信者は変更対策上の保護対象世帯にしないと認識しており、その時点で区域外受信者の利益は保護されないものと考えている。
6. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、施設等の撤去には、どの程度の期間を要すると思うか。	受信施設の敷地を賃借しており、撤去する場合は事情説明から工事完了まで3ヶ月から半年程度要すると思います。		
7. 今度同様の事が起きないよう、どのような措置を講ずる予定か。	再送信申請の手續きに瑕疵がないよう、適切な事務処理を徹底します。 放送事業者と誠実に協議します。 「正当な理由」がなく放送事業者から同意が得られない場合、所定の手続きに沿って大臣裁定を申請せざるを得ないこともあると考えます。	5. 今後、再送信の停止を要請するか。その場合、いつから再送信を停止すべきと考えているか。	当社としては同意期限が切れている以上、現在の状況は違法状態であり、有線放送事業者が自らすみやかに再送信を停止すべきものと考えている。
8. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決の見込みはないか。	中間取りまとめにある「受信者の利益」の確保について放送事業者にご理解いただき、「同意」を前提にの協議していただけるのであれば、話し合いによる解決も可能と考えます。 弊社放送エリアと当該放送事業者は県境を挟んで隣接する「一定の区域」にあり、こうした地域性や視聴習慣をご考慮いただきたいと思います。 地元の放送事業者とはローカルコンテンツの共同制作や地上デジタル放送の普及に共同で取り組むべきと考えており、この点についてもご理解をお願いしたいと思います。	6. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決の見込みはないか。	有線放送事業者が大臣裁定申請を取り下げた後に、再度協議の場を設けることについてははやぶさかではない。ただし、協議の方向性については総務省の研究会の最終とりまとめ及び民放連とケーブル連盟との協議経過、キー局の動向なども勘案して検討していきたいと考えている。

2 株式会社鳥取テレピア×テレビせとうち株式会社

有線テレビジョン放送事業者		放送事業者	
確認事項	回答	確認事項	回答
1. 過去に得られた同意は、いつまでが有効期限と考えていたのか。	書面による同意期限は過ぎていますが、放送事業者からは「不同意」または「放送中止」の回答はなく「同意書はなくても今まで通りでよい」旨の説明を受けており、暗黙の了解を頂いているものと考えております。	1. 不同意をどのように伝えたか。その際の理由は何か。	平成13年6月に提出された再送信同意更新申請に対し、同年8月に電話で不同意を回答。不同意理由は地域免許との整合性、放送責任、著作権問題。
2. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続しているのは、どのような事情があるからか。	開業当時の1年は同意が得られていたが、その後、毎年申請書を提出するが同意書が発行されない状態が続いた。理由を尋ねても同意できないという返答ではなく、同意書は発行できないという理由で、納得できる説明もなく、また放送を止めるよう求められることもなかった。視聴者利益の保護の観点から、再送信を継続しています。		
3. 放送の意図を歪めるようなことはあったか。放送事業者からの問い合わせに対して、不誠実な対応をとったことはあったか。	ありません。放送は同時再送信であり、問い合わせには真摯に対応してきました。	2. 有テレ事業者が放送の意図を歪めるような対応をしたことが継続的に不同意とする理由か。有テレ事業者は問い合わせに対して、不誠実な対応を取ったか。	不同意とした理由は先に述べた地域免許との整合性、放送責任、著作権問題などであり、有線放送事業者が放送の意図を歪めるような対応をしたことではない。
4. 再送信を停止した場合、具体的にどのような影響があると考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	視聴者に対して納得できる説明ができない。加入者の6割強の方々が視聴しており、混乱や苦情、解約等が予想されます。	3. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続したことにより、これまでどのような影響があったと考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	再送信を継続したことに対して地元民放局では視聴率等の面で影響があったと思われるが、具体的な数値については承知していない。
5. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、どの程度の周知期間を要すると考えるか。	加入者に理解してもらうことは困難と思われる。最低でも1年程度の周知期間が必要と思われます。	4. 不同意ならば、再送信の停止を求めなかったのはなぜか【第22回で確認】。受信者の利益の保護についてはどう考えるか。	当社としては同意期限が切れている以上、有線放送事業者の判断で再送信を停止すべきものと考えている。受信者利益の保護については、国の政策として実施されたアナログ周波数変更対策で、佐賀県、徳島県以外の地区の区域外受信者は変更対策上の保護対象世帯にしないと認識しており、その時点で区域外受信者の利益は保護されないものと考えている。
6. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、施設等の撤去には、どの程度の期間を要すると考えるか。	受信施設の敷地を賃借しており、撤去する場合、事情説明から工事完了まで3ヶ月から半年以上要すると考えます。		
7. 今後同様の事が起きないよう、どのような措置を講ずる予定か。	社内体制を充実し、同意期限切れ等の事態が発生しないよう適切に対応します。	5. 今後、再送信の停止を要請するか。その場合、いつから再送信を停止すべきと考えているか。	当社としては同意期限が切れている以上、現在の状況は違法状態であり、有線放送事業者が自らすみやかに再送信を停止すべきものと考えている。
8. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	中間取りまとめの「受信者の利益」の確保を理解いただき、同意を前提にした話し合いの場がもたれるのであれば、協議により解決したいと思います。	6. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	有線放送事業者が大臣裁定申請を取り下げた後に、再度協議の場を設けることについてはやさかではない。ただし、協議の方向性については総務省の研究会の最終とりまとめ及び民放連とケーブル連盟との協議経過、キー局の動向なども勘案して検討していきたいと考えている。

3 株式会社中海テレビ放送×テレビせとうち株式会社

有線テレビジョン放送事業者		放送事業者	
確認事項	回答	確認事項	回答
1. 過去に得られた同意は、いつまでが有効期限と考えていたのか。	TSCの同意期限は平成8年3月31日でしたが、他の区域外発局の同意期限が全て自動継続であったため同様と考えておりました。	1. 不同意をどのように伝えたか。その際の理由は何か。	平成8年3月末で同意期限切れ。その後、平成9年12月に再送信同意の更新申請のため来訪があったが、その時に不同意を通知。不同意理由は地域免許との整合性、放送責任、著作権問題。
2. 同意期限切れに関わらず再送信を継続しているのは、どのような事情があるからか。	同意期限切れ後に同意書発行の依頼をいたしましたが「同意書はなくても今まで通りでよい」「申込書は送らなくてよい」と言われたので再送信を継続してまいりました。		
3. 放送の意図を歪めるようなことはあったか。放送事業者からの問い合わせに対して、不誠実な対応をとったことはあったか。	放送の意図を歪めたことはありません。この事に関し、放送事業者からの問い合わせは特段なかったと承知しております。また、話し合いの際は誠実に対応してまいりました。	2. 有線事業者が放送の意図を歪めるような対応をしたことが継続的に不同意とする理由か。有線事業者は問い合わせに対して、不誠実な対応を取ったか。	不同意とした理由は先に述べた地域免許との整合性、放送責任、著作権問題などであり、有線放送事業者が放送の意図を歪めるような対応をしたことではない。
4. 再送信を停止した場合、具体的にどのような影響があると考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	平成19年12月末現在32,846世帯の方にTSCの放送を御視聴いただいております。再送信を停止した場合、都市部との情報格差が拡大し、受信者利益が損なわれると考えます。また混乱が起き、様々な問題が発生すると考えます。	3. 同意期限切れに関わらず再送信を継続したことにより、これまでどのような影響があったと考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	再送信を継続したことに対して地元民放局では視聴率等の面で影響があったと思われるが、具体的な数値については承知していない。
5. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、どの程度の周知期間を要すると考えるか。	過去の視聴習慣もあり再送信を停止することは、裁定で否決されるなど法律的な強制力が無い限りできないと考えております。	4. 不同意ならば、再送信の停止を求めなかったのはなぜか【第22回で確認】。受信者の利益の保護についてはどう考えるか。	当社としては同意期限が切れている以上、有線放送事業者の判断で再送信を停止すべきものと考えている。受信者利益の保護については、国の政策として実施されたアナログ周波数変更対策で、佐賀県、徳島県以外の地区の区域外受信者は変更対策上の保護対象世帯にしないと認識しており、その時点で区域外受信者の利益は保護されないものと考えている。
6. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、施設等の撤去には、どの程度の期間を要すると考えるか。	通信局への申請期間を除き、数週間程度の期間を要します。		
7. 今後同様の事が起きないよう、どのような措置を講ずる予定か。	当事者間の話し合いだけでなく、通信局の御指導をいただきながら法に則った手続きを進める考えです。	5. 今後、再送信の停止を要請するか。その場合、いつから再送信を停止すべきと考えているか。	当社としては同意期限が切れている以上、現在の状況は違法状態であり、有線放送事業者が自らすみやかに再送信を停止すべきものと考えている。
8. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	過去の交渉経過から考えると困難だと思われる。	6. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	有線放送事業者が大臣裁定申請を取り下げた後に、再度協議の場を設けることについてはやぶさかではない。ただし、協議の方向性については総務省の研究会の最終とりまとめ及び民放連とケーブル連盟との協議経過、キー局の動向なども勘案して検討していきたいと考えている。

4 鳥取中央有線放送株式会社×テレビせとうち株式会社

有線テレビジョン放送事業者		放送事業者	
確認事項	回答	確認事項	回答
1. 過去に得られた同意は、いつまでが有効期限と考えていたのか。	当初より、『有料チャンネルではないので再送信開始後は特別な状況変更が無い限り永久に再送信させて頂けるもの』と考え同意要請を行っていたところ、テレビせとうち殿の標準契約条項により1年毎に同意申請を行うことを同意条件とし同意を頂けることと成ったが、1年毎に再送信同意申請を行うことで、継続して同意は頂けるものと解釈しておりました。	1. 不同意をどのように伝えたか。その際の理由は何か。	ケーブルビジョン東ほうきに対しては平成10年3月に提出された再送信同意更新申請に対し、電話で不同意を回答。 東伯地区有線放送に対しては平成12年1月に提出された再送信同意更新申請に対し、電話で不同意を回答。 不同意理由は地域免許との整合性、放送責任、著作権問題。
2. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続しているのは、どのような事情があるからか。	当初の同意条件に従い、再送信継続同意書をご提出したがご返答が全くなかったため、電話にて返却をお願いしたところ、一方的に同意書発行しないと返答された。同意書発行はないが、再送信の終了までは求められていなかったため、視聴者対応を考え暗黙の了承を頂いているものと解釈しておりました。		
3. 放送の意図を歪めるようなことはあったか。放送事業者からの問い合わせに対して、不誠実な対応をとったことはあったか。	再送信は同時再送信のみを行っており、放送の意図を歪めるようなことは全くありません。また、再送信についての放送事業者からの問い合わせ等については誠意を持って対応しております。	2. 有テレ事業者が放送の意図を歪めるような対応をしたことが継続的に不同意とする理由か。有テレ事業者は問い合わせに対して、不誠実な対応を取ったか。	不同意とした理由は先に述べた地域免許との整合性、放送責任、著作権問題などであり、有線放送事業者が放送の意図を歪めるような対応をしたことではない。
4. 再送信を停止した場合、具体的にどのような影響があると考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	区域外再送信の停止のためには、地域の視聴者に対し停止理由の説明を求められることになり、説明に困ると共に無料の代替サービスを要求されることとなるが、視聴者を納得させるだけのサービスが見当たらない。結果的に料金値下げを要求されることとなり、健全な運営を阻害されることとなります。	3. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続したことにより、これまでどのような影響があったと考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	再送信を継続したことに対して地元民放局では視聴率等の面で影響があったと思われるが、具体的な数値については承知していない。
5. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、どの程度の周知期間を要すると考えるか。	仮に停止する場合、利用者の周知期間として、最短でも、1年程度は必要と考えます。	4. 不同意ならば、再送信の停止を求めなかったのはなぜか【第22回で確認】。受信者の利益の保護についてはどう考えるか。	当社としては同意期限が切れている以上、有線放送事業者の判断で再送信を停止すべきものと考えている。 受信者利益の保護については、国の政策として実施されたアナログ周波数変更対策で、佐賀県、徳島県以外の地区の区域外受信者は変更対策上の保護対象外にしないとして認識しており、その時点で区域外受信者の利益は保護されないものと考えている。
6. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、施設等の撤去には、どの程度の期間を要すると考えるか。	施設(主として区域外アンテナ設備)撤去に要する期間は、町財産のため町の財産使用廃止申請および総合通信局の変更申請等を含め3~6ヶ月程度と考えます。		
7. 今度同様の事が起きないよう、どのような措置を講ずる予定か。	法令は遵守して、地元局および発局に誠意をもって同意を入手後、再送信を行いたい。	5. 今後、再送信の停止を要請するか。その場合、いつから再送信を停止すべきと考えているか。	当社としては同意期限が切れている以上、現在の状況は違法状態であり、有線放送事業者が自らすみやかに再送信を停止すべきものと考えている。
8. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	地元民放と区域外放送再送信との差別化が行えれば協議による解決の見込みはあると考えています。 区域外放送の再送信は地域の視聴者の根強い要望があるので、弊社としては、誠意をもって協議を行い再送信同意を得たいと考えております。	6. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	有線放送事業者が大臣鑑定申請を取り下げた後に、再度協議の場を設けることについてはやぶさかではない。 ただし、協議の方向性については総務省の研究会の最終とりまとめ及び民放連とケーブル連盟との協議経過、キー局の動向なども勘案して検討していきたいと考えている。

5 山陰ケーブルビジョン株式会社×テレビせとうち株式会社

有線テレビジョン放送事業者		放送事業者	
確認事項	回答	確認事項	回答
1. 過去に得られた同意は、いつまでが有効期限と考えていたのか。	書面上の有効期限については一度同意されれば、正当な理由がない限り継続されるものと認識しており、当時は自動延長で締結していた放送局もあった。	1. 不同意をどのように伝えたか。その際の理由は何か。	平成8年9月末で同意期限切れ。その後平成9年12月に再送信同意の更新申請のため来訪があったが、その時に不同意を通知。不同意理由は地域免許との整合性、放送責任、著作権問題。
2. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続しているのは、どのような事情があるからか。	平成9年12月の「ポケモン」騒動により、「同意書は発行できないが止めろとは言わない」とお話されており、同意書はないが、事実上同意状態との認識である。		
3. 放送の意図を歪めるようなことはあったか。放送事業者からの問い合わせに対して、不誠実な対応をとったことはあったか。	今まで、「放送の意図」を書いたり、歪曲することは全くなかった。テレビせとうちからは何回か現状の加入契約数を問い合わせされたが、誠実に答えている。	2. 有線事業者が放送の意図を歪めるような対応をしたことが継続的に不同意とする理由か。有線事業者は問い合わせに対して、不誠実な対応を取ったか。	不同意とした理由は先に述べた地域免許との整合性、放送責任、著作権問題などであり、有線放送事業者が放送の意図を歪めるような対応をしたことではない。
4. 再送信を停止した場合、具体的などのような影響があると考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	約4万世帯の視聴者から想像できない程の非難、苦情が出ることが予想される。お客様へ納得いただく説明をすることは困難である。	3. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続したことにより、これまでどのような影響があったと考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	再送信を継続したことに対して地元民放局では視聴率等の面で影響があったと思われるが、具体的な数値については承知していない。
5. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、どの程度の周知期間を要すると考えるか。	視聴者に納得いただける「正当な理由」がない限り、どんなに周知期間を設けても再送信の停止は出来ない。	4. 不同意ならば、再送信の停止を求めなかったのはなぜか【第22回で確認】。受信者の利益の保護についてはどう考えるか。	当社としては同意期限が切れている以上、有線放送事業者の判断で再送信を停止すべきものと考えている。 受信者利益の保護については、国の政策として実施されたアナログ周波数変更対策で、佐賀県、徳島県以外の地区の区域外受信者は変更対策上の保護対象世帯にしないと認識しており、その時点で区域外受信者の利益は保護されないものと考えている。
6. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、施設等の撤去には、どの程度の期間を要すると考えるか。	現在の受信点施設は松江市所有のコテージ施設敷地内にあるため利用期間中は撤去作業はできません。 毎年冬場(1~2月)は閉鎖されるのでその期間に限られます。		
7. 今度同様の事が起きないよう、どのような措置を講ずる予定か。	同意書の更新については担当者2名体制にし、確実にを行います。 また、更新申請したにもかかわらず、話し合いで解決できない場合は速やかに大臣裁定等の処置をとります。	5. 今後、再送信の停止を要請するか。その場合、いつから再送信を停止すべきと考えているか。	当社としては同意期限が切れている以上、現在の状況は違法状態であり、有線放送事業者が自らすみやかに再送信を停止すべきものと考えている。
8. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	テレビせとうちとは大臣裁定を申請してから話し合いは行われていないが、当社は中間取りまとめを踏まえて協議することはやぶさかではない。しかしテレビせとうちが応じるかどうか分からない。 総務省の仲介が必要かと思う。	6. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	有線放送事業者が大臣裁定申請を取り下げた後に、再度協議の場を設けることについてはやぶさかではない。 ただし、協議の方向性については総務省の研究会の最終とりまとめ及び民放連とケーブル連盟との協議経過、キー局の動向なども勘案して検討していきたいと考えている。

6 出雲ケーブルビジョン株式会社×テレビせとうち株式会社

有線テレビジョン放送事業者		放送事業者	
確認事項	回答	確認事項	回答
1. 過去に得られた同意は、いつまでが有効期限と考えていたのか。	同意書にある期限が過ぎても、不同意また放送中止の指示もなく、無効とまでは考えておりませんでした。	1. 不同意をどのように伝えたか。その際の理由は何か。	平成10年6月末で同意期限切れ。その後平成13年7月に再送信同意更新申請が提出されたが、同年8月に不同意を電話で回答。不同意理由は地域免許との整合性、放送責任、著作権問題。
2. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続しているのは、どのような事情があるからか。	『放送を停止しなさいとは言えない』などの発言があり、当社が再送信していることは認識されているものと考えております。視聴習慣も定着しており、実際問題として再送信の停止は、視聴者の利益を損なうこととなります。		
3. 放送の意図を歪めるようなことはあったか。放送事業者からの問い合わせに対して、不誠実な対応をとったことはあったか。	同時再送信をしており、放送の意図を歪めるようなことはありません。また放送事業者とは誠実に問合せ等に対応しております。	2. 有線事業者が放送の意図を歪めるような対応をしたことが継続的に不同意とする理由か。有線事業者は問い合わせに対して、不誠実な対応を取ったか。	不同意とした理由は先に述べた地域免許との整合性、放送責任、著作権問題などであり、有線放送事業者が放送の意図を歪めるような対応をしたことではない。
4. 再送信を停止した場合、具体的にどのような影響があると考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	放送を停止した場合には、苦情や解約が殺到すると考えられます。当地は3波地域であるため区域外を視聴することを目的に利用している方がほとんどです。現在24,804世帯(平成19年12月末現在)の加入者が視聴されており、視聴できなくなります。	3. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続したことにより、これまでどのような影響があったと考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	再送信を継続したことに対して地元民放局では視聴率等の面で影響があったと思われるが、具体的な数値については承知していない。
5. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、どの程度の周知期間を要すると考えるか。	理由が明確でないと、理解が得られないと考えます。地元自治体とも協議をしてみないと一概に期間を示すことはできません。	4. 不同意ならば、再送信の停止を求めなかったのはなぜか【第22回で確認】。受信者の利益の保護についてはどう考えるか。	当社としては同意期限が切れている以上、有線放送事業者の判断で再送信を停止すべきものと考えている。受信者利益の保護については、国の政策として実施されたアナログ周波数変更対策で、佐賀県、徳島県以外の地区の区域外受信者は変更対策上の保護対象世帯にしないと認識しており、その時点で区域外受信者の利益は保護されないものと考えている。
6. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、施設等の撤去には、どの程度の期間を要すると考えるか。	受信アンテナについては、別の放送受信と共用しており撤去の必要はありません。また機器類の撤去には日数を要しません。		
7. 今度同様の事が起きないよう、どのような措置を講ずる予定か。	今後、失念が無いように取締役総務部長を責任者として厳重な管理を行なうよう社内体制を確立いたします。しかし同意が得られない場合は、速やかに裁定等の手続きを行います。	5. 今後、再送信の停止を要請するか。その場合、いつから再送信を停止すべきと考えているか。	当社としては同意期限が切れている以上、現在の状況は違法状態であり、有線放送事業者が自らすみやかに再送信を停止すべきものと考えている。
8. 本件は、研究会の中間取りまどめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	地元局の理解を得られるよう一層の努力が必要と考えますが、協議が進展するか否か不明であります。しかし理解を得る為更に努力をする考えです。	6. 本件は、研究会の中間取りまどめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	有線放送事業者が大臣裁定申請を取り下げた後に、再度協議の場を設けることについてはやぶさかではない。ただし、協議の方向性については総務省の研究会の最終とりまどめ及び民放連とケーブル連盟との協議経過、キー局の動向なども勘案して検討していきたいと考えている。

7 三原テレビ放送株式会社×テレビせとうち株式会社

有線テレビジョン放送事業者		放送事業者	
確認事項	回答	確認事項	回答
1. 過去に得られた同意は、いつまでが有効期限と考えていたのか。	放送事業者の免許満了日である、平成10年10月31日と、思い込んでおりましたが、その日以前にポケモン事件でテレビせとうちから連絡があった際に、今後は書面で同意できないが、止めるとまでは言わないと、言っていた事と書面にて停波依頼が無かったこと等を勘案し、正常とはいえないまでも有効期限が続いていると認識しておりました。	1. 不同意をどのように伝えたか。その際の理由は何か。	平成7年10月末で同意期限切れ。その後平成18年12月に再送信同意の更新申請のため来訪があったが、不同意であることを通知。不同意理由は地域免許との整合性、放送責任、著作権問題。
2. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続しているのは、どのような事情があるからか。	平成10年のはじめ頃、テレビせとうちからポケモン事件の件で、被害状況の問い合わせがあったときに、区域外再送信を止めるとまではいえないまでも今後は著作権の関係もあり同意書は発行できないといわれたので、暗黙の了解があったと認識しておりました。		
3. 放送の意図を歪めるようなことはあったか。放送事業者からの問い合わせに対して、不誠実な対応をとったことはあったか。	いずれもございません。	2. 有線事業者が放送の意図を歪めるような対応をしたことが継続的に不同意とする理由か。有線事業者は問い合わせに対して、不誠実な対応を取ったか。	不同意とした理由は先に述べた地域免許との整合性、放送責任、著作権問題などであり、有線放送事業者が放送の意図を歪めるような対応をしたことではない。 ただし、三原・尾道地区では広島局のデジタル放送との混信が発生しており、今後デジタル中継局の開局によって正常な再送信ができなくなる可能性がある。
4. 再送信を停止した場合、具体的にどのような影響があると考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	顧客に対して停波に対する説明が困難であり、且つ、クレームや問い合わせの電話が殺到すると思われ、正常な業務の遂行に支障をきたすと思われま。	3. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続したことにより、これまでどのような影響があったと考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	再送信を継続したことに対して地元民放局では視聴率等の面で影響があったと思われるが、具体的な数値については承知していない。
5. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、どの程度の周知期間を要すると考えるか。	過去の例や、総務省の再送信問題研究会の中間取りまとめを見る限り、テレビせとうちの再送信を継続できると信じておりますが、万一停波の裁定が下った場合には、上記のことや視聴者利益も考え合わせ、アナログ停波予定の2011年7月まで激変緩和措置をお願いしたいと思います。	4. 不同意ならば、再送信の停止を求めなかったのはなぜか【第22回で確認】。受信者の利益の保護についてはどう考えるか。	当社としては同意期限が切れている以上、有線放送事業者の判断で再送信を停止すべきものと考えている。 受信者利益の保護については、国の政策として実施されたアナログ周波数変更対策で、佐賀県、徳島県以外の地区の区域外受信者は変更対策上の保護対象世帯にしないと認識しており、その時点で区域外受信者の利益は保護されないものと考えている。
6. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、施設等の撤去には、どの程度の期間を要すると考えるか。	本社屋上で受信しているため、撤去は不要です。		
7. 今度同様の事が起きないよう、どのような措置を講ずる予定か。	再送信同意書を、インデックスをつけ期限管理を行います。 但し今回のように承認しがたい一方的な理由で、同意を打ち切られた場合は即日の対応はできかねる場合があります。	5. 今後、再送信の停止を要請するか。その場合、いつから再送信を停止すべきと考えているか。	当社としては同意期限が切れている以上、現在の状況は違法状態であり、有線放送事業者が自らすみやかに再送信を停止すべきものと考えている。
8. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決の見込みはないか。	隣接県であり一度は正式に許可を頂いていたことや、スピルオーバー地域であることと十数年に渡り市民の視聴習慣があることなど、従前より研究会の中間取りまとめに記載されている事柄を、テレビせとうちに対しまして主張いたしましたが、妥協点が見出せず、市民の視聴利益を守るため、万やむなく大臣裁定におすがりした次第です。従いまして中間取りまとめの内容では、協議による解決は困難と考えます。	6. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決の見込みはないか。	有線放送事業者が大臣裁定申請を取り下げた後に、再度協議の場を設けることについてはやぶさかではない。 ただし、協議の方向性については総務省の研究会の最終とりまとめ及び民放連とケーブル連盟との協議経過、キー局の動向なども勘案して検討していきたいと考えている。

8 株式会社東広島ケーブルメディア×テレビせとうち株式会社

有線テレビジョン放送事業者		放送事業者	
確認事項	回答	確認事項	回答
1. 過去に得られた同意は、いつまでが有効期限と考えていたのか。	最終の再送信同意文書の記載日付は平成10年9月30日ですが、更新申請の際に再送信の停止を求められた訳でもなく、むしろ停波する事は難しいでしょうねとの感想を貰ったので、再送信は黙認されたと認識しております。	1. 不同意をどのように伝えたか。その際の理由は何か。	平成10年9月に再送信同意の更新申請が提出されたが、不同意であることを電話で回答。 不同意理由は地域免許との整合性、放送責任、著作権問題。
2. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続しているのは、どのような事情があるからか。	平成10年9月10日の文書による再送信継続の申込の後、電話にて「同意文書は出せない、ただ再送信の停止も難しいでしょうね」との返答から、再送信は暗黙の了承を頂いていると解釈致しました。		
3. 放送の意図を歪めるようなことはあったか。放送事業者からの問い合わせに対して、不誠実な対応をとったことはあったか。	いずれもありません。	2. 有線事業者が放送の意図を歪めるような対応をしたことが継続的に不同意とする理由か。有線事業者は問い合わせに対して、不誠実な対応を取ったか。	不同意とした理由は先に述べた地域免許との整合性、放送責任、著作権問題などであり、有線放送事業者が放送の意図を歪めるような対応をしたことはない。 ただし、広島県内では広島局のデジタル放送と当社のアナログ放送の混信が一部発生しており、今後デジタル中継局の閉局によって正常な再送信ができなくなる可能性がある。
4. 再送信を停止した場合、具体的にどのような影響があると考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	事前予告していたとしても、今まで視聴出来ていたチャンネルがある日突然視聴出来なくなる・・・法律による再送信同意の制度云々と説明した所で、一般の視聴者には多分理解して貰えないと思います。 過去の視聴者対応の事例から推量すると、一般の視聴者の中には、長期間に亘る抗議とか社会問題化へ繋げる様な行動を取る可能性も否定出来ないと思います。	3. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続したことにより、これまでどのような影響があったと考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	再送信を継続したことに対して地元民放局では視聴率等の面で影響があったと思われるが、具体的な数値については承知していない。
5. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、どの程度の周知期間を要するかと考えるか。	前項の理由で円満に解決出来る周知期間がどれくらいか予想が付きません。 一度再送信を許可していた放送局の番組を、放送環境や条件にさしたる変化がないのに発局の恣意(思惑)で視聴者の利益が奪われるのは如何かと思われま。再送信の問題を懇切丁寧に説明しても多分大多数の視聴者からクレームや抗議の電話或いは来局が想像に難くありません。 かかる状況が容易に想像出来る為に発局も停波させる事は困難でしょうとの理解を示したものと考えます。	4. 不同意ならば、再送信の停止を求めなかったのはなぜか【第22回で確認】。受信者の利益の保護についてはどう考えるか。	当社としては同意期限が切れている以上、有線放送事業者の判断で再送信を停止すべきものと考えている。 受信者利益の保護については、国の政策として実施されたアナログ周波数変更対策で、佐賀県、徳島県以外の地区の区域外受信者は変更対策上の保護対象世帯にしないと認識しており、その時点で区域外受信者の利益は保護されないものと考えている。
6. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、施設等の撤去には、どの程度の期間を要すると考えるか。	施設撤去等を含め二週間程度と考えます。		
7. 今度同様の事が起きないよう、どのような措置を講ずる予定か。	放送事業者とのフラクな関係構築、および親密な関係での意思疎通を心掛ける事が最も基本的な部分でのなすべき事だと考えます。	5. 今後、再送信の停止を要請するか。その場合、いつから再送信を停止すべきと考えているか。	当社としては同意期限が切れている以上、現在の状況は違法状態であり、有線放送事業者が自らすみやかに再送信を停止すべきものと考えている。
8. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	この問題の困難さは、両事業者同士の合意で片づくというよりも、合意に至るプロセスで有線放送事業者の視聴者の理解・同意を勧誘しなければならぬ点にあると思います。 一度許可を頂いた放送局の番組を放送環境や条件が著しく変化している訳でもない(視聴者に対する理解が得られる状況にない)ままでの、放送事業者からの再送信停止の要請は、過去の交渉とも鑑み視聴者利益を考慮すれば容易に協議によって解決出来るとは到底考えられません。	6. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	有線放送事業者が大臣裁定申請を取り下げた後に、再度協議の場を設けることについてはやぶさかではない。 ただし、協議の方向性については総務省の研究会の最終とりまとめ及び民放連とケーブル連盟との協議経過、キー局の動向なども勘案して検討していきたいと考えている。

9 尾道ケーブルテレビ株式会社×テレビせとうち株式会社

有線テレビジョン放送事業者		放送事業者	
確認事項	回答	確認事項	回答
1. 過去に得られた同意は、いつまでが有効期限と考えていたのか。	当初は放送局の一斉免許期限である平成10年10月31日と考えておりました。しかしながら同時期にTSCに対し、更新方法確認のため照会した時に「再送信ただちに停止せよとは言わない」との発言があったことより、正常とは言えないが暗黙の了解により、同意が続いているものと考えておりました。	1. 不同意をどのように伝えたか。その理由は何か。	平成8年3月末で同意期限切れ。平成18年12月に再送信同意の更新申請のため来訪があったが、不同意であることを通知。不同意理由は地域免許との整合性、放送責任、著作権問題。
2. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続しているのは、どのような事情があるからか。	同意期限切れの更新手続きについて、電話にて照会した時、「どこに対しても同意していない」旨の回答がありました。しかしながら「再送信をただちに停止せよとは言わない」とのことでした。これらのことより、一旦同意を頂いてすでに数年経過し、視聴者の視聴習慣もあったため、継続いたしました。		
3. 放送の意図を歪めるようなことはあったか。放送事業者からの問い合わせに対して、不誠実な対応をとったことはあったか。	放送の意図を歪めるようなことはありませんでした。放送事業者からの問い合わせに対して、不誠実な対応をとった事例はありません。	2. 有テレビ事業者が放送の意図を歪めるような対応をしたことが継続的に不同意とする理由か。有テレビ事業者は問い合わせに対して、不誠実な対応を取ったか。	不同意とした理由は先に述べた地域免許との整合性、放送責任、著作権問題などであり、有線放送事業者が放送の意図を歪めるような対応をしたことではない。ただし、裁定申請後に尾道ケーブルにおいて広島局のデジタル放送との混信が発生し、一時期正常に再送信されていなかった事実がある。
4. 再送信を停止した場合、具体的にどのような影響があると考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	具体的に数値等での説明は困難ですが、充分な告知をしたとしても、一般視聴者に区域外再送信問題を理解頂くには相当の説明が必要であると思われまます。従いまして長期間に渡ってクレーム・問い合わせ等が続き、通常の保守・管理等の業務に支障をきたす可能性があると思われまます。	3. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続したことにより、これまでどのような影響があったと考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	再送信を継続したことに対して地元民放局では視聴率等の面で影響があったと思われるが、具体的な数値については承知していない。
5. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、どの程度の周知期間を要すると考えるか。	上記のことを勘案すると、停止するまでに複数回の段階的な告知を行い、場合によっては説明会等の開催をするなど視聴者の理解度にあわせて弾力的に対応する必要があると思われまます。従いまして、現時点で具体的な期間を想定することは、一方的な告知に終わり、視聴者の賛同を得られず、場合によっては社会的問題に発展する可能性があります。このため準備期間を含め、相当長期の期間が必要と考えまます。	4. 不同意ならば、再送信の停止を求めなかったのはなぜか【第22回で確認】。受信者の利益の保護についてはどう考えるか。	当社としては同意期限が切れている以上、有線放送事業者の判断で再送信を停止すべきものと考えている。受信者利益の保護については、国の政策として実施されたアナログ周波数変更対策で、佐賀県、徳島県以外の地区の区域外受信者は変更対策上の保護対象帯域にしないと認識しており、その時点で区域外受信者の利益は保護されないものと考えている。
6. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、施設等の撤去には、どの程度の期間を要すると考えるか。	1週間程度と思われまます。		
7. 今度同様の事が起きないよう、どのような措置を講ずる予定か。	今回の期限切れの要因の一つとして、社内の文書管理を担当部署のみで行っていたことが主因ですので、今後再送信同意書・契約等に関する事項については、期日・内容等のデータベース化し、社内のグループウェアのスケジュールにて複数部署でチェックを行い、期日内に更新手続きを完了するようにいたしました。このことにより単純な更新時期失念により再発することは無いと考えております。しかしながら当社の瑕疵以外の事由により同意更新が不能の場合の措置については未定です。	5. 今後、再送信の停止を要請するか。その場合、いつから再送信を停止すべきと考えているか。	当社としては同意期限が切れている以上、現在の状況は違法状態であり、有線放送事業者が自らすみやかに再送信を停止すべきものと考えている。
8. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	協議を申し込む予定しておりますが、放送事業者よりの同意不可理由が、研究会の中間取りまとめにも盛り込まれていない地域間交流・スピルオーバー・視聴習慣等の状況ではなく、異域免許性・著作権・放送対象地域等の問題と書かれておりますので、解決することは困難と思われまます。	6. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	有線放送事業者が大臣裁定申請を取り下げた後に、再度協議の場を設けることについてはやぶさかではない。ただし、協議の方向性については総務省の研究会の最終とりまとめ及び民放連とケーブル連盟との協議経過、キー局の動向なども勘案して検討していきたいと考えている。

10 Kビジョン株式会社×株式会社広島ホームテレビ

有線テレビジョン放送事業者		放送事業者	
確認事項	回答	確認事項	回答
1. 過去に得られた同意は、いつまでが有効期限と考えていたのか。	同意書における期限は平成16年10月31日だが、その後も同意申込書を郵送しており、手続き中と受け止めていた。	1. 不同意をどのように伝えたか。その際の理由は何か。	Kビジョンが再送信同意依頼文書を郵送提出時。口頭で同意出来ない旨伝達。理由は当社は県域放送である。Kビジョンが再送信を希望する山口県にも当社と同系列の地上波テレビ放送局があり情報格差は無い。
2. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続しているのは、どのような事情があるからか。	平成8年から再送信を続けてきており、視聴することが習慣として根付いている。再送信を停止することは受信者の不利益を招き、苦情、さらには加入解約を生ずることも予想されるため。		
3. 放送の意図を歪めるようなことはあったか。放送事業者からの問い合わせに対して、不誠実な対応をとったことはあったか。	「放送意図」、「不誠実な対応」ともない。	2. 有線事業者が放送の意図を歪めるような対応をしたことが継続的に不同意とする理由か。有線事業者は問い合わせに対して、不誠実な対応を取ったか。	放送の意図を歪めるような対応をしたかどうか確認出来ないし、法律に基づき免許を与えられた有線放送事業者がそのような行為をすると言う認識がない。有線放送事業者は当社の問い合わせに対しては不誠実な対応は取っていない。
4. 再送信を停止した場合、具体的にどのような影響があると考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	受信者からの苦情、解約が予想される。当社では、地元民放からの要請を受け、平成18年10月、区域外の同系列チャンネルをV帯からC帯に移行した。この際、7月からダイレクトメールやチラシなどによって告知し、理解を求めるとともに無料でチャンネル調整に応じた。それにもかかわらず、実施後に1000件を超える苦情が寄せられた。再送信停止となれば、さらに、大きな影響が出るのは避けられない。	3. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続したことにより、これまでどのような影響があったと考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	当社への直接的影響は不明であるが、当社の放送にCMを依頼している広告主は広島県を放送エリアとして放送を依頼しているが、意図しないエリアへの放送されることで被害を蒙る可能性がある。加えて当社を含め放送している番組の著作権・著作権者の利益を侵害している。また区域外への再送信は当該地区への経済的影響が大きく、当社と同系列の地上波テレビ放送局への営業への影響が大きく、損失を与えている。ネットワークを組む当社としては看過出来ない。
5. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、どの程度の周知期間を要すると考えるか。	前項のチャンネル移行は、山口県の地デジ開始時をとりえて実施。受信者には「デジタル化に合わせて」と説明、空いたチャンネルにはCS番組を購入して入れ、納得していただいた。再送信停止は「アナログ停波時」がベストだが、それ以前であれば、1年間は必要と考える。	4. 不同意ならば、再送信の停止を求めなかったのはなぜか【第22回で確認】。受信者の利益の保護についてはどう考えるか。	同意をしていないのに法律を無視して再送信することなど想定していない。受信者については、地上波放送事業者がどうのこうの言う問題ではなく、実際に対価を徴収し商売としている有線放送事業者が解決する問題である。また当社は放送法に基づく県域放送であり、区域外の受信者の利益の保護についてまで考える必要はないと考える。
6. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、施設等の撤去には、どの程度の期間を要すると考えるか。	1週間程度。		
7. 今後同様の事が起きないよう、どのような措置を講ずる予定か。	専務をコンプライアンス担当として法令遵守に努める。再送信同意申し込みの際には、放送事業者と十分協議を行う。	5. 今後、再送信の停止を要請するか。その場合、いつから再送信を停止すべきと考えているか。	要請する。現に有線テレビジョン放送法に違反抵触していることは紛れもない事実である。いつからと言うことでなく直ちに停止すべきであり、法律に基づき免許を与えている行政も指導すべきである。大臣裁定により不法行為を追認する事があってはならないと考える。
8. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	放送事業者との協議の中で、当社はデジタルについては再送信しないことを条件に、アナログの同意を求めた経緯がある。中間取りまとめには、「遊楽緩和措置」が打ち出されており、この点を受け入れられれば、協議により解決すると期待する。	6. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	協議により解決することは困難。Kビジョンは山口県中央部の下松市に本拠を置き再送信している。下松市は当社の放送区域とは言えず、再送信に同意する妥当性が無い。

11 Kビジョン株式会社×株式会社テレビ新広島

有線テレビジョン放送事業者		放送事業者	
確認事項	回答	確認事項	回答
1. 過去に得られた同意は、いつまでが有効期限と考えていたのか。	同意書における期限は平成15年10月31日だが、その後も同意申込書を郵送しており、手続き中と受け止めていた。	1. 不同意をどのように伝えたか。その際の理由は何か。	同意申し込み書受領の際、電話にて下記条件を伝え、再送信先放送事業者の同意書を添付するよう文書にて通達。 条件(理由): 弊社では、区域外再送信同意について県域免許制度に鑑み“再送信先の放送事業者の同意を得ること”を大前提としております。(意見書より)
2. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続しているのは、どのような事情があるからか。	平成8年から再送信を続けてきており、視聴することが習慣として根付いている。 再送信を停止することは受信者の不利益を招き、苦情、さらには加入解約を生ずることも予想されるため。		
3. 放送の意図を歪めるようなことはあったか。放送事業者からの問い合わせに対して、不誠実な対応をとったことはあったか。	「放送意図」、「不誠実な対応」ともにない。	2. 有テレ事業者が放送の意図を歪めるような対応をしたことが継続的に不同意とする理由か。有テレ事業者は問い合わせに対して、不誠実な対応を取ったか。	上記理由によるものである。 弊社から、有テレ事業者に対して問い合わせをすることはない。
4. 再送信を停止した場合、具体的にどのような影響があると考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	受信者からの苦情、解約が予想される。当社では、地元民放からの要請を受け、平成18年10月、区域外の同系列チャンネルをV帯からC帯に移行した。 この際、7月からダイレクトメールやチラシなどによって告知し、理解を求めるとともに無料でチャンネル調整に応じた。 それにもかかわらず、実施後に1000件を超える苦情が寄せられた。再送信停止となれば、さらに、大きな影響が出るのは避けられない。	3. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続したことにより、これまでどのような影響があったと考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	弊社には、直接影響はない。 再送信先の事業者に影響があるのは、聞き及んでいる。 具体的数値については、定かではない。 しかし、同意した時点で、自局放送地域限定の番組に於ける著作権問題及び地域限定広告の広告主に対する許諾問題が浮上する。
5. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、どの程度の周知期間を要すると考えるか。	前項のチャンネル移行は、山口県の地デジ開始時をとりえて実施。受信者には「デジタル化に合わせて」と説明、空いたチャンネルにはCS番組を購入して入れ、納得していただいた。 再送信停止は「アナログ停波時」がベストだが、それ以前であれば、1年間は必要と考える。	4. 不同意ならば、再送信の停止を求めなかったのはなぜか【第22回で確認】。受信者の利益の保護についてはどう考えるか。	地域放送事業者と協議中との認識により停止を請していない。(停止の権限も法的強制力も無い)(停止命令は総務省の行政指導しかないとの認識) 受信者とは、CATV事業者との有料契約者のことであり、非契約者(経済弱者)との情報格差のほうが重要な問題と考える。
6. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、施設等の撤去には、どの程度の期間を要すると考えるか。	1週間程度。		
7. 今度同様の事が起きないよう、どのような措置を講ずる予定か。	専務をコンプライアンス担当として法令遵守に努める。 再送信同意申し込みの際には、放送事業者と十分協議を行う。	5. 今後、再送信の停止を要請するか。その場合、いつから再送信を停止すべきと考えているか。	同意を認めない旨の裁定が下りた場合要請する。 時期については協議する。
8. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	放送事業者との協議の中で、当社はデジタルについては再送信しないことを条件に、アナログの同意を求めた経緯がある。 中間取りまとめには、「激変緩和措置」が打ち出されており、この点が受け入れられれば、協議により解決すると期待する。	6. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	CATV事業者次第と考える。

12 Kビジョン株式会社×広島テレビ放送株式会社

有線テレビジョン放送事業者		放送事業者	
確認事項	回答	確認事項	回答
1. 過去に得られた同意は、いつまでが有効期限と考えていたのか。	同意書における期限は平成15年10月31日だが、その後も同意申込書を郵送しており、手続き中と受け止めていた。	1. 不同意をどのように伝えたか。その際の理由は何か。	同意(更新)申し込みを受けた時点で、不同意を電話で伝えた。 理由はケーブルによる視聴率の増加が地元局の経営に影響を及ぼす事態となり、地元局の意向に加え、再送信区域は弊社の放送区域外と認識していること及び地域限定CMの扱いに問題があることを説明。
2. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続しているのは、どのような事情があるからか。	平成8年から再送信を続けてきており、視聴することが習慣として根付いている。 再送信を停止することは受信者の不利益を招き、苦情、さらには加入解約を生ずることも予想されるため。		
3. 放送の意図を歪めるようなことはあったか。放送事業者からの問い合わせに対して、不誠実な対応をとったことはあったか。	「放送意図」、「不誠実な対応」ともない。	2. 有テレ事業者が放送の意図を歪めるような対応をしたことが継続的に不同意とする理由か。有テレ事業者は問い合わせに対して、不誠実な対応を取ったか。	大分の裁定を見る限り「放送の意図」について総務省とは一部見解を異にする点があり、回答できない。 違法再送信を継続していること自体が「不誠実」な対応。
4. 再送信を停止した場合、具体的にどのような影響があると考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	受信者からの苦情、解約が予想される。当社では、地元民放からの要請を受け、平成18年10月、区域外の同系列チャンネルをV帯からC帯に移行した。 この際、7月からダイレクトメールやチラシなどによって告知し、理解を求めるとともに無料でチャンネル調整に応じた。 それにもかかわらず、実施後に1000件を超える苦情が寄せられた。再送信停止となれば、さらに、大きな影響が出るのは避けられない。	3. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続したことにより、これまでどのような影響があったと考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	弊社の経営に直接影響はないが、地元局からは経営に影響があると聞いている。 同意なき再送信が継続されていることにより、弊社の著作権及び著作権隣接権は侵害され続けていると認識している。
5. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、どの程度の周知期間を要すると考えるか。	前項のチャンネル移行は、山口県の地デジ開始時をとりえて実施。受信者には「デジタル化に合わせて」と説明、空いたチャンネルにはCS番組を購入して入れ、納得していただいた。 再送信停止は「アナログ停波時」がベストだが、それ以前であれば、1年間は必要と考える。	4. 不同意ならば、再送信の停止を求めなかったのはなぜか【第22回で確認】。受信者の利益の保護についてはどう考えるか。	再送信停止の検討を要望しているところ。 同意なき再送信という違法状態を継続している有線テレ事業者は、「受信者」の利益の保護という観点からも疑義があり適格性に欠けると判断せざるを得ない。 一方、違法再送信を停止する場合、「受信者」の利益の保護という観点から協議の余地がある。
6. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、施設等の撤去には、どの程度の期間を要すると考えるか。	1週間程度。		
7. 今度同様の事が起きないよう、どのような措置を講ずる予定か。	専務をコンプライアンス担当として法令遵守に努める。 再送信同意申し込みの際には、放送事業者と十分協議を行う。	5. 今後、再送信の停止を要請するか。その場合、いつから再送信を停止すべきと考えているか。	違法再送信であり有テレ事業者の自主判断により早急に停止すべき。
8. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	放送事業者との協議の中で、当社はデジタルについては再送信しないことを条件に、アナログの同意を求めた経緯がある。 中間取りまとめには、「激変緩和措置」が打ち出されており、この点が受け入れられれば、協議により解決すると期待する。	6. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	「中間取りまとめ」については一部見解を異にする箇所があり、意見書の準備を進めているが、協議による解決の意思はある。

13 Kビジョン株式会社×中国放送株式会社

有線テレビジョン放送事業者		放送事業者	
確認事項	回答	確認事項	回答
1. 過去に得られた同意は、いつまでが有効期限と考えていたのか。	同意書における期限は平成15年10月31日だが、その後も同意申込書を郵送しており、手続き中と受け止めていた。 17年10月に文書で不同意の通告を受け、期限切れを認識した。	1. 不同意をどのように伝えたか。その際の理由は何か。	文書および協議の口頭で伝えた。 理由は、RCCの放送区域を外れていることや著作権上の問題があること。
2. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続しているのは、どのような事情があるからか。	平成8年から再送信を続けてきており、視聴することが習慣として根付いている。 再送信を停止することは受信者の不利益を招き、苦情、さらには加入解約を生ずることも予想されるため。		
3. 放送の意図を歪めるようなことはあったか。放送事業者からの問い合わせに対して、不誠実な対応をとったことはあったか。	「放送意図」、「不誠実な対応」ともない。	2. 有線事業者が放送の意図を歪めるような対応をしたことが継続的に不同意とする理由か。有線事業者は問い合わせに対して、不誠実な対応を取ったか。	当該事業者の不適格性と放送の免許制度における「意図しての放送区域」から外れることなど。協議においてこちらの主張を積極的に理解しようとしなかったこと、総務局の指導があったことから協議を始め、且つ2度しか協議をしない中で大臣裁定を申請したことは、「誠実な対応」とはいえない。
4. 再送信を停止した場合、具体的にどのような影響があると考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	受信者からの苦情、解約が予想される。当社では、地元民放からの要請を受け、平成18年10月、区域外の同系列チャンネルをV帯からC帯に移行した。 この際、7月からダイレクトメールやチラシなどによって告知し、理解を求めるとともに無料でチャンネル調整に応じた。それにもかかわらず、実施後に1000件を超す苦情が寄せられた。 再送信停止となれば、さらに、大きな影響が出るのは避けられない。	3. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続したことにより、これまでどのような影響があったと考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	ケーブルの契約者が地元局(山口県の地上波)を見ないことにより、災害情報や生活情報を得る機会が損なわれたと考える。 また、地元局の経営への影響はあるものと思われる。
5. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、どの程度の周知期間を要すると考えるか。	前項のチャンネル移行は、山口県の地デジ開始時をとらえて実施。受信者には「デジタル化に合わせて」と説明。空いたチャンネルにはCS番組を購入して入れ、納得していただいた。 再送信停止は「アナログ停波時」がベストだが、それ以前であれば、1年間は必要と考える。	4. 不同意ならば、再送信の停止を求めなかったのはなぜか【第22回で確認】。受信者の利益の保護についてはどう考えるか。	協議の中で「違法性の解消(=違法再送信の停止)」という言葉で要求している。 受信者ではなく、ケーブル事業者との金銭的契約者と考えられるので、契約者に対しては有線テレビ事業者が責任を持って対応すべき。 しかしながら、この違法再送信を停止した場合の契約者の混乱防止の対応については協議の用意はある。
6. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、施設等の撤去には、どの程度の期間を要すると考えるか。	1週間程度。	5. 再送信停止要請をした際に、再送信停止日を明示しなかった理由は何か。	協議において「停止日を明示しなかった」のではなく、当該ケーブル事業者も違法性を認めたのであるから、違法性の解消(=再送信停止)を即刻求めたものである。
7. 今度同様の事が起きないよう、どのような措置を講ずる予定か。	専務をコンプライアンス担当として法令遵守に努める。 再送信同意申し込みの際には、放送事業者と十分協議を行う。		
8. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	放送事業者との協議の中で、当社はデジタルについては再送信しないことを条件に、アナログの同意を求めた経緯がある。 中間取りまとめには、「激変緩和措置」が打ち出されており、この点が受け入れられれば、協議により解決すると期待する。	6. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	現時点でも協議をする用意はあるが、3月に出る研究会の答申を待って協議の可否を検討するのが妥当と考える。

14 株式会社アイ・キャン×株式会社広島ホームテレビ

有線テレビジョン放送事業者		放送事業者	
確認事項	回答	確認事項	回答
1. 過去に得られた同意は、いつまでが有効期限と考えていたのか。	平成16年10月31日が同意書面上の期限ですが、その後も継続的に協議をしており、協議期間中は再送信を継続させていただくという認識です。	1. 不同意をどのように伝えたか。その際の理由は何か。	アイキャンが再送信同意文書を持参提出時、口頭で同意出来ない旨伝達。理由は当社は県域放送である。 アイキャンが再送信を希望する山口県にも当社と同系列の地上波テレビ放送局があり情報格差は無い。
2. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続しているのは、どのような事情があるからか。	上記の理由から、再送信を継続しております。		
3. 放送の意図を歪めるようなことはあったか。放送事業者からの問い合わせに対して、不誠実な対応をとったことはあったか。	ありません。	2. 有線事業者が放送の意図を歪めるような対応をしたことが継続的に不同意とする理由か。有線事業者は問い合わせに対して、不誠実な対応を取ったか。	放送の意図を歪めるような対応をしたかどうか確認出来ないし、法律に基づき免許を与えられた有線放送事業者がそのような行為をすると言う認識がない。 有線放送事業者は当社の問い合わせに対しては不誠実な対応は取っていない。
4. 再送信を停止した場合、具体的にどのような影響があると考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	CATV未加入の一般家屋の方が容易に受信・視聴している広島県の放送が、CATV加入者約25,000世帯は視聴出来なくなります。 また、防衛施設庁、山口県庁、民間の高層建築物等による電波障害対策家屋(約6,000世帯)は広島波・山口波の補償となっているため、再送信を停止することは出来ません。	3. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続したことにより、これまでどのような影響があったと考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	当社への直接的影響は不明であるが、当社の放送にCMを依頼している広告主は広島県を放送エリアとして放送を依頼しているが、意図しないエリアへの放送されることで被害を蒙る可能性がある。 加えて当社を含め放送している番組の著作権隣権・著作権者の利益を侵害している。また区域外への再送信は当該地区への経済的影響が大きく、当社と同系列の地上波テレビ放送局への営業への影響が大きく、損失を与えている。 ネットワークを組む当社としては看過出来ない。
5. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、どの程度の周知期間を要すると考えるか。	加入者への周知とは別に、上記の電波障害対策家屋の原因(国・県・民間)との協議も必要となり、具体的な周知期間は申し上げられない状況です。	4. 不同意ならば、再送信の停止を求めなかったのはなぜか【第22回で確認】。受信者の利益の保護についてはどう考えるか。	同意をしていないのに法律を無視して再送信することなど想定していない。 受信者については、地上放送事業者がどうのこの言う問題ではなく、実際に対価を徴収し商売としている有線放送事業者が解決する問題である。 また当社は放送法に基づく県域放送であり、区域外の受信者の利益の保護についてまで考える必要はないと考える。
6. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、施設等の撤去には、どの程度の期間を要すると考えるか。	上記、加入者への周知とは別に、技術的に再送信を停止するには、送信機器的動作停止と、関連機器の調整となりますので、1週間程度要すると思われれます。		
7. 今度同様の事が起きないよう、どのような措置を講ずる予定か。	今後は、取締役副社長を本件の担当役員に専任し、重点項目として再送信同意の期限管理を厳しく行います。 放送事業者との協議においても取締役副社長を筆頭として臨み、今まで以上に協議を重ねるよう努力いたします。 また、協議が不調に終わった場合は、速やかに所定の手順に従い対処を行うこととします。	5. 今後、再送信の停止を要請するか。その場合、いつから再送信を停止すべきと考えているか。	要請する。 現に有線テレビジョン放送法に違反抵触していることは紛れもない事実である。 いつからと言うことでなく直ちに停止すべきであり、法律に基づき免許を与えている行政も指導すべきである。大臣裁定により不法行為を追認することがあってはならないと考える。
8. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	当社はこれまで、研究会の中間取りまとめにある「県境という地域性」、「生活圏・経済圏」、「市民の視聴習慣」を放送事業者にご説明してまいりました。 今後は広島県内放送事業者と山口県内放送事業者がこの中間取りまとめを踏まえた上でご理解いただけるかという部分に、解決は左右されると考えます。	6. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	解決する見込みはある。 当社の放送免許上の放送区域で放送免許申請における法定電界に達した受信レベルを有するエリアについては、当社は以前から県域以外と言えども再送信に同意する譲歩の姿勢を示している。 アイキャンがそれを了承すること。

15 株式会社アイ・キャン×株式会社テレビ新広島

有線テレビジョン放送事業者		放送事業者	
確認事項	回答	確認事項	回答
1. 過去に得られた同意は、いつまでが有効期限と考えていたのか。	平成15年10月31日が同意書面上の期限ですが、その後も継続的に協議しており、協議期間中は再送信を継続させていただくという認識です。	1. 不同意をどのように伝えたか。その理由は何か。	同意申し込み書受領の際、電話にて下記条件を伝え、再送信先放送事業者の同意書を添付するよう文書にて通達。 条件(理由):弊社では、区域外再送信同意について県域免許制度に鑑み“再送信先の放送事業者の同意を得ること”を大前提としております。(意見書より)
2. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続しているのは、どのような事情があるからか。	上記の理由から、再送信を継続しております。		
3. 放送の意図を歪めるようなことはあったか。放送事業者からの問い合わせに対して、不誠実な対応をとったことはあったか。	ありません。	2. 有テレ事業者が放送の意図を歪めるような対応をしたことが継続的に不同意とする理由か。有テレ事業者は問い合わせに対して、不誠実な対応を取ったか。	上記理由によるものである。弊社から、有テレ事業者に対して問い合わせをすることは無い。
4. 再送信を停止した場合、具体的にどのような影響があると考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	CATV未加入の一般家屋の方が容易に受信・視聴している広島県の放送が、CATV加入者約25,000世帯は視聴出来なくなります。 また、防衛施設庁、山口県庁、民間の高層建築物等による電波障害対策家屋(約6,000世帯)は広島波・山口波の補償となっているため、再送信を停止することは出来ません。	3. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続したことにより、これまでどのような影響があったと考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	弊社には、直接影響はない。 再送信先の事業者に影響があるのは、聞き及んでいる。具体的数値については、定かではない。 しかし、同意した時点で、自局放送地域限定の番組に於ける著作権問題及び地域限定広告の広告主に対する許諾問題が浮上する。
5. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、どの程度の周知期間を要するかと考えるか。	加入者への周知とは別に、上記の電波障害対策家屋の原因元(国・県・民間)との協議も必要となり、具体的な周知期間は申し上げられない状況です。	4. 不同意ならば、再送信の停止を求めなかったのはなぜか【第22回で確認】。受信者の利益の保護についてはどう考えるか。	地域放送事業者と協議中との認識により停止要請していない。(停止の権限も法的強制力も無い)停止命令は総務省の行政指導しかない認識) 受信者とは、CATV事業者との有料契約者のことであり、非契約者(経済弱者)との情報格差のほうが重要な問題と考える。
6. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、施設等の撤去には、どの程度の期間を要するかと考えるか。	上記、加入者への周知とは別にして、技術的に再送信を停止するには、送信機器の動作停止と、関連機器の調整となりますので、1週間程度要すると思われれます。		
7. 今度同様の事が起きないように、どのような措置を講ずる予定か。	今後は、取締役副社長を本件の担当役員に専任し、重点項目として再送信同意の期限管理を厳しく行います。 放送事業者との協議においても取締役副社長を筆頭として臨み、今まで以上に協議を重ねるよう努力いたします。 また、協議が不調に終わった場合は、速やかに所定の手順に従い対処を行うこととします。	5. 今後、再送信の停止を要請するか。その場合、いつから再送信を停止すべきと考えているか。	同意を認めない旨の裁定が下りた場合要請する。 時期については協議する。
8. 本件は、研究会の中間取りまどめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	当社はこれまで、研究会の中間取りまどめにある「県境という地域性」、「生活圏・経済圏」、「市民の視聴習慣」を放送事業者にご説明してまいりました。 今後は広島県内放送事業者と山口県内放送事業者がこの中間取りまどめを踏まえた上でご理解いただけるかという部分に、解決は左右されると考えます。	6. 本件は、研究会の中間取りまどめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	CATV事業者次第と考える。

16 株式会社アイ・キャン×広島テレビ放送株式会社

有線テレビジョン放送事業者		放送事業者	
確認事項	回答	確認事項	回答
1. 過去に得られた同意は、いつまでが有効期限と考えていたのか。	15年10月31日が同意書面上の期限ですが、その後も継続的に協議をしており、協議期間中は再送信を継続させていただくという認識です。	1. 不同意をどのように伝えたか。その際の理由は何か。	同意(更新)申し込みを受けた時点で、不同意を電話で伝えた。 理由はケーブルによる視聴率の増加が地元局の経営に影響を及ぼす事象となり、地元局の意向に加え、再送信区域は弊社の放送区域外と認識していること及び地域限定CMの扱いに問題があることを説明。
2. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続しているのは、どのような事情があるからか。	上記の理由から、再送信を継続しております。		
3. 放送の意図を歪めるようなことはあったか。放送事業者からの問い合わせに対して、不誠実な対応をとったことはあったか。	ありません。	2. 有テレ事業者が放送の意図を歪めるような対応をしたことが継続的に不同意とする理由か。有テレ事業者は問い合わせに対して、不誠実な対応を取ったか。	大分の裁定を見る限り「放送の意図」について総務省とは一部見解を異にする点があり、回答できない。 違法再送信を継続していること自体が「不誠実」な対応。
4. 再送信を停止した場合、具体的にどのような影響があると考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	CATV未加入の一般家屋の方が容易に受信・視聴している広島県の放送が、CATV加入者約25,000世帯は視聴出来なくなります。 また、防衛施設庁、山口県庁、民間の高層建築物等による電波障害対策家屋(約6,000世帯)は広島波・山口波の補償となっているため、再送信を停止することは出来ません。	3. 同意期限切れにも関わらず再送信を継続したことにより、これまでどのような影響があったと考えられるか。具体的に数値等で説明できる場合には御教示いただきたい。	弊社の経営に直接影響はないが、地元局からは経営に影響があると聞いている。 同意なき再送信が継続されていることにより、弊社の著作権及び著作隣接権は侵害され続けていると認識している。
5. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、どの程度の周知期間を要すると考えるか。	加入者への周知とは別に、上記の電波障害対策家屋の原因元(国・県・民間)との協議も必要となり、具体的な周知期間は申し上げられない状況です。	4. 不同意ならば、再送信の停止を求めなかったのはなぜか【第22回で確認】。受信者の利益の保護についてはどう考えるか。	再送信停止の検討を要望しているところ。 同意なき再送信という違法状態を継続している有線テレ事業者は、「受信者」の利益の保護という観点からも疑義があり適格性に欠けると判断せざるを得ない。 一方、違法再送信を停止する場合、「受信者」の利益の保護という観点から協議の余地がある。
6. 仮に同意期限切れの再送信を停止する場合、施設等の撤去には、どの程度の期間を要すると考えるか。	上記、加入者への周知とは別に、技術的に再送信を停止するには、送信機器の動作停止と、関連機器の調整となりますので、1週間程度要すると思われれます。		
7. 今度同様の事が起きないよう、どのような措置を講ずる予定か。	今後は、取締役副社長を本件の担当役員に専任し、重点項目として再送信同意の期限管理を厳しく行います。 放送事業者との協議においても取締役副社長を筆頭として臨み、今まで以上に協議を重ねよう努力いたします。 また、協議が不調に終わった場合は、速やかに所定の手順に従い対応を行うこととします。	5. 今後、再送信の停止を要請するか。その場合、いつから再送信を停止すべきと考えているか。	違法再送信であり有テレ事業者の自主判断により早急に停止すべき。
8. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	当社はこれまで、研究会の中間取りまとめにある「県境という地域性」、「生活圏・経済圏」、「市民の視聴習慣」を放送事業者にご説明してまいりました。 今後は広島県内放送事業者と山口県内放送事業者がこの中間取りまとめを踏まえた上でご理解いただけるかという部分に、解決は左右されると考えます。	6. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	「中間とりまとめ」については一部見解を異にする箇所があり、意見書の準備を進めているが、協議による解決の意思はある。

17 株式会社アイ・キャン×中国放送株式会社

有線テレビジョン放送事業者		放送事業者	
確認事項	回答	確認事項	回答
1. 過去に得られた同意は、いつまでが有効期限と考えていたのか。	平成18年2月に再送信同意申請を行い不同意の回答がきたが、その後協議に行き、協議期間中は再送信を継続させていただくという認識でした。 平成19年3月の協議の際に再度不同意の通達を受け、不同意の対象となっているエリアへの送信を停止致しました。	1. 不同意をどのように伝えたか。その理由は何か。	文書および協議の際口頭で伝えた。 理由は、RCCの放送区域を外れていることや著作権上の問題があること。 また、拡張区域への違法再送信を「黙認」するよう申し出があったが、上記理由により断った。
2. 放送の意図を歪めるようなことはあったか。放送事業者からの問い合わせに対して、不誠実な対応をとったことはあったか。	ありません。	2. 有テレ事業者が放送の意図を歪めるような対応をしたことが継続的に不同意とする理由か。有テレ事業者は問い合わせに対して、不誠実な対応を取ったか。	当該事業者の不適合性と放送の免許制度における「意図しての放送区域」から外れることなど。 業務拡張区域については拡張計画の時点より再送信不可を伝えているにもかかわらず、それを無視して再送信を開始したり、違法再送信を止める際にはあたかも当社に責任があるような通知文を契約者に配ったりするなど、「誠実な対応」を取ったとは全くもっていえない。
		3. 再送信停止要請をした際に、再送信停止日を明示しなかった理由は何か。	協議において「停止日を明示しなかった」のではなく、当該ケーブル事業者も違法性を認めたのであるから、違法性の解消(=再送信停止)を即刻求めたものである。
3. 今度同様の事が起きないよう、どのような措置を講ずる予定か。	今後は、取締役副社長を本件の担当役員に専任し、重点項目として再送信同意の期限管理を厳しく行います。 放送事業者との協議においても取締役副社長を筆頭として臨み、今まで以上に協議を重ねよう努力いたします。 また、協議が不調に終わった場合は、速やかに所定の手順に従い対応を行うこととします。		
4. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	当社はこれまで、研究会の中間取りまとめにある「県境という地域性」、「生活圏・経済圏」、「市民の視聴習慣」を放送事業者にご説明してまいりました。 今後は広島県内放送事業者と山口県内放送事業者がこの中間取りまとめを踏まえた上でご理解いただけるかという部分に、解決は左右されると考えます。	4. 本件は、研究会の中間取りまとめを踏まえ、協議により解決する見込みはないか。	現時点でも協議をする用意はあるが、3月に出る研究会の答申を待って協議の可否を検討するのが妥当と考える。